

長崎県中学校体育連盟規約

- 第1章 名称および事務局
- 第1条 本連盟を長崎県中学校体育連盟と称し、その事務局の所在を下記に置く。
〒850-0003 長崎市片淵3-22-22 長崎市立片淵中学校内
TEL 095-800-2112 FAX 095-800-2547
※上記所在地については、移転した場合は変更する。
- 第2章 目的
- 第2条 本連盟は、県下中学校生徒の体育を振興し、体位体力の向上を図るとともにスポーツ精神をかん養することを目的とする。
- 第3章 組織
- 第3条 本連盟は、県下各郡市町の中学校体育連盟を以て組織し、次の16郡市町に支部を置く。
長崎市、諫早市、大村市、島原市、佐世保市、松浦市、平戸市、西彼杵郡、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡、新上五島町、五島市、壱岐市、対馬市
- 第4条 本連盟に次の部会を置く。
(1) 競技別専門部
陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操、バスケットボール、バレーボール、卓球、ハンドボール、サッカー、軟式野球、相撲、柔道、剣道、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、駅伝、ラグビーフットボール、空手道、テニス
(2) 研究部
- 第4章 事業
- 第5条 本連盟は、第2条の目的を達成させるために、次の事業を行う。
(1) 中学校の体育大会に関すること。
(2) 生徒の体育・スポーツに関する調査研究。
(3) その他、本連盟の目的達成に必要な事項。
- 第5章 役員
- 第6条 本連盟に次の役員を置く。
(1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 研究部会長1名
(4) 評議員(各郡市町1名) (5) 理事長1名 (6) 副理事長2名以内
(7) 理事(各郡市町1名および県教委1名) (8) 専門委員長(各部1名)
(9) 専門委員(原則3地区各部1名) (10) 研究委員(各郡市町1名)
(11) 運営委員若干名 (12) 組織問題検討委員若干名 (13) 幹事若干名
(14) 監査2名 (15) 顧問若干名
- 第7条 役員の内会長、副会長及び理事長、副理事長は評議員会で選出する。
2 選出の方法は別に定める。
3 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
4 研究部会長は、評議員の中より会長が推薦し、評議員会において承認する。研究部会長は当該部の運営に当たる。
- 第8条 評議員は郡市町において選出する。評議員は各郡市町の運営に当たる。評議員は評議員会を持つ。
- 第9条 理事長は本会の会務の処理に当たる。副理事長は理事長を補佐する。
- 第10条 郡市町の理事は各評議員が推薦する。理事は評議員を補佐する。理事は理事会を持つ。
- 第11条 専門委員長は専門委員より選出する。専門委員長は当該部の業務を処理する。
- 第12条 専門委員は、評議員会で推薦し会長が委嘱する。専門委員は専門委員長を補佐し当該部の業務を処理する。専門委員は専門委員会を持つ。
2 研究委員は各郡市町で推薦し会長が委嘱する。研究委員は研究部会を持つ。

- 第13条 運営委員は、理事及び専門委員より選出する。運営委員は運営委員会を持つ。
2 組織問題検討委員は、検討内容に応じて随時会長が委嘱し、関係議案検討委員会を持つ。
- 第14条 幹事は庶務会計に当たり理事会に出席し発言することができる。
- 第15条 監査は評議員会で選出し、会長が委嘱する。監査は庶務会計の監査を行い評議員会に報告する。
- 第16条 顧問は評議員会でこれを推薦し、本会の諮問に答える。
- 第17条 役員の任期は2か年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第6章 会議
- 第18条 本連盟に評議員会を置き、会長はこれを招集する。
第19条 評議員会の会議は、構成員の2分の1以上の出席によって成立する。
第20条 評議員会は次のことを行う。
(1) 規約の決定ならびに変更 (2) 本連盟の事業計画・予算並びに変更
(3) 解散ならびにこれに伴う決定 (4) その他この会の目的達成に必要な事項
- 第21条 理事会・専門委員会ならびに研究部会は必要に応じ会長が招集し、問題を審議し、重要事項は評議員会に提出する。
- 第22条 運営委員会および組織問題検討委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長の諮問に応ずる。
2 組織問題検討委員会の決定事項は、評議員・理事・専門委員長会に報告し、その内容について差し戻しがある場合は、明確な理由を添えるものとする。
- 第7章 会計
- 第23条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもって当てる。
(1) 加盟団体負担金 (2) 県よりの補助金 (3) 参加料 (4) その他
- 第24条 加盟団体の負担金は評議員会の議を経て決める。
第25条 会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第8章 附則
- 第26条 長崎県中学校体育連盟が主催する体育大会については評議員会において別に定める。
第27条 本規則は昭和25年11月13日から実施する。
- ・昭和45年4月30日一部改正
・昭和53年7月17日改正
・昭和59年2月24日第6条・第11条改正
・平成元年2月27日第5条・第6条改正、第13条・第22条追加
・平成2年5月1日第6条・9条改正、10条削除
・平成4年5月1日第4条・第6条・第7条・第8条・第12条・第21条改正
・平成9年4月25日第4条改正
・平成11年2月25日第6条・第11条・第12条改正
・平成12年2月22日第4条・6条・13条・22条改正
・平成17年2月22日第4条一部追加、第6条・11条一部改正
・平成17年10月5日第3条・6条一部改正
・平成20年2月22日第10条一部改正
・平成22年2月24日第4条一部追加
・平成23年2月23日第1条・第7条・第8条・第9条・第14条・第17条一部改正
・平成24年2月24日第3条一部改正
・平成27年2月20日第1条一部追加
・平成28年2月22日第23条一部追加
・令和2年2月25日第6条一部改正
・令和4年2月25日第4条(1)一部改正、第6条(9)一部改正

長崎県中学校体育連盟部会細則

長崎県中学校体育連盟規約第4条（部会）、第6条（役員）、第7条、第11条（選出運営）、第12条（推薦・委嘱・業務）、第21条（会議）により下記のとおり細則を定める。

I 競技別専門部運営細則

第1条 規約第4条の1の通り次の専門部を置く。ただし、新設については別紙「特別規定」による。

陸上競技、水泳競技、体操競技・新体操、バスケットボール、バレーボール、卓球、ハンドボール、サッカー、軟式野球、相撲、柔道、剣道、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、駅伝、ラグビーフットボール、空手道、テニス

第2条 専門部の設置は規約第6条、第11条、第12条によるが、下記の事項を適用することができる。

- 1 本県地区を3ブロック（北部、中部、南部）に分けてそれぞれの専門委員を選出する。
- 2 専門委員は必要に応じ増減することができる。ただし、各地区の専門委員は2名を限度とする。

第3条 専門委員長は規約第11条による。

第4条 専門委員の推薦、委嘱は規約第12条によるが、部会細則Iの第2条を適用する。
専門委員は専門委員長を補佐し、当該部の業務を処理する。なお、専門委員は専門委員会を持つことができる。

第5条 専門委員は専門委員会で県中体連の専門部の業務運営上の専門的事項を県中体連の基本方針を踏まえて対処する。

- 1 各競技大会等の企画・運営、要項作成に関すること。
- 2 各競技団体との連絡、調整に関すること。
- 3 競技会場に関すること。（開催地区の会長、理事長等と協議する）
- 4 その他

第6条 専門委員長は、規約第12条の業務に当たるが、専門部を代表して評議員会および理事会でその専門的事項について発言することができる。

第7条 専門委員の任期は規約第17条を適用する。

第8条 会議は、規約第21条を適用する。

- ・平成15年2月19日第9条追加
- ・平成15年10月3日第9条改正
- ・平成17年2月22日第9条削除
- ・平成22年2月24日第1条一部追加
- ・令和4年2月25日第2条一部削除・2一部改正・3削除、第4条一部改正

II 研究部運営細則

第1条 規約第4条の（2）のとおり研究部を置く。

第2条 研究部の設置は規約第6条、第7条、第12条によるが、下記の事項を適用する。

- 1 研究部の事務局を長崎県中学校体育連盟事務局に置く。
- 2 研究部会は、本部研究担当者を1名入れて構成する。
- 3 各郡市町を3ブロック（北部、中部、南部）に分け、各ブロックより1名の研究推進委員を選出する

第3条 研究部会長は、規約第7条の4による。

第4条 研究推進委員は研究部会長を補佐し、当該部の業務を処理する。研究推進委員は研究推進委員会を持つことができる。

第5条 研究委員の推薦・委嘱は、規約第12条の2による。研究委員は、研究部会を持つことができる。

第6条 研究部は、本連盟の目的を達成するために、つぎの業務を行う。

- 1 体育・スポーツの振興のための調査研究。
- 2 体育・スポーツに関する調査研究物の刊行。
- 3 体育・スポーツに関する講習会・研究会・発表会等の開催。
- 4 研究組織運営の為の援助及び相互の連絡調整。
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項。

第7条 研究部会長は、規約7条の4の業務に当たるが、研究部を代表して評議員会及び理事会においてその重要事項について報告しなければならない。

第8条 研究部会長・研究委員の任期は、規約17条を適用する。

- ・平成20年2月22日第6条・4一部改正
- ・令和4年2月25日第2条一部削除

【別紙】

長崎県中学校体育連盟

○ 競技別専門部の設置について

次の事項を遵守することを条件に、新たな競技の専門部を設置することを認める。

1 設置を認める条件

(1) その運動部活動が学校教育の一環として日常継続的に当該校の顧問教師のもとに適切に行われていること。

(2) 将来的にも専門部としての存続が認められる見通しがあること。

2 大会参加に際し守るべき条件

(1) 長崎県中学校総合体育大会開催基準および大会要項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

(2) 長崎県中学校総合体育大会への参加は、専門部の組織が確立し、大会運営の態勢が整備された時点からとする。

(3) 上記に(2)を受け、実際の大会運営の是非を決定するために、3年間の猶予期間を設けオープン参加として大会実施を認める。

(4) オープン参加とは、競技運営に関わるすべての事項において、他競技とかわりはない運営を実施する。正式大会参加承認に伴う試行大会という意味である。しかし、上記3年間の試行大会実施後、今後の大会運営において、評議員会が継続実施困難と判断した場合は、正式競技としての参加を認めない。ただし、1年間で実施可能と判断した場合は、県大会参加を認める。

3 その他、専門部設置および大会参加に際しての必要事項については、随時協議するものとする。

なお、上記条件に適合しない事態が発生した場合は、専門部の設置ならびに大会への参加を見直すこととする。

また、これらは本連盟評議員会および理事会で審議し、評議員会で決定するものとする。

4 この規定は平成12年2月22日から実施する。

- ・平成15年10月3日 2－(3)・(4) 追加
- ・平成17年2月22日 2－(3)・(4) 一部改正

1 本連盟の役員が退任したときは、次により感謝状を贈り感謝の意を表す。

ア 会長・副会長・評議員として2年以上在任したもの。

イ 理事長・副理事長・理事・専門委員長として2年以上在任したもの。

ウ 年数は、同一役職については断続的であっても、他郡市町であっても累積する。ただし、一度受賞した役職は再び受賞することはできない。

エ その他、本連盟に特に功労のあったものには、評議員会及び理事会(合同会)にはかり、感謝状を贈ることができる。(会長が推薦する。)

オ 県中総体の前日に、贈呈式を行う。

2 以上に関する予算措置は、事務費から支出する。

3 この内規は、昭和56年4月28日から施行する。

- ・ア・イ・エについては、昭和57年2月17日改正
- ・オについては、昭和63年2月29日改正
- ・2については、昭和63年2月29日削除
- ・ウについては、平成12年2月22日追加
- ・エについては、令和4年2月25日一部追加
- ・記念品について、令和5年4月20日削除

長崎県中学校体育連盟役員選出に関する細則

第1条 本連盟規約第7条2項に基づいてこの細則を定める。

第2条 会長の選出は、役員候補者推薦委員会を設置して行う。

第3条 役員候補者推薦委員会は、長崎県公立中学校長会役員から3名、3地区ブロックから各ブロック代表会長3名、県中体連役員から3名、県体育保健課担当指導主事1名、合計10名の委員をもって構成する。

第4条 委員の互選により、委員長（1名）副委員長（2名）を選び、規約第7条1項の役員候補者を推薦する。

- 1 会長は、長崎県公立中学校長会から選ぶ。
- 2 会長及び事務局役員の役職については、同一役職が長期（原則2期4年を限度）にわたらないよう考慮する。

第5条 推薦の結果を委員長より評議員会に報告し承認を得る。

第6条 理事長、副理事長（1名）については、理事会承認後評議員会の承認を得る。

第7条 役員改選期においては、会長選出については当該年度内に役員候補者推薦委員会を開催し、新年度会長を選出し、当年度内の評議員会で承認する。

第8条 役員候補者推薦委員会は年間常置し、役員に欠員が生じた場合は、これの推薦にあたり、その都度評議員会での承認を得る。

第9条 理事長、副理事長、幹事については、各都市町中体連の実情や地域性を考慮して選ぶ。但し、2名の副理事長の内1名と幹事については、会長の委嘱事項とする。

第10条 この細則の改変は評議員会の議決を要する。

第11条 この細則は平成23年2月23日より施行する。

- ・平成27年2月20日第7条一部改正
- ・令和4年2月25日第2条一部改正、第4条2削除・3一部改正、第8条一部削除、第9条追加、以下第10・11条に変更

長崎県中学校体育連盟事務局規定

第1条 この規定は、長崎県中学校体育連盟規約第1章第1条に基づき、長崎県中学校体育連盟事務局の円滑な運営を図ることを目的に定める。

第2条 事務局は、次の事項について事務の処理をする。

- 1 諸会議の開催及び関係資料の作成
- 2 加盟校、都市町中学校体育連盟、競技別専門部、研究部との連携
- 3 関係団体との連携
- 4 会費その他の集金、諸費の支弁
- 5 その他本連盟の運営に必要と認められること

第3条 事務局は、理事長1名、副理事長2名以内、幹事若干名をもって構成する。

第4条 理事長は、会長の命を受け事務を統括する。2名の副理事長の内1名の副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第5条 2名の副理事長の内1名の副理事長と幹事は、理事長の命を受け担当事務を処理する。会長は、理事長の要請により、必要に応じて事務局会議を招集する。

第6条 事務局会議は、会長、副会長、事務局員をもって構成する。

第7条 この規定の定めるもののほか事務処理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

第8条 この規定は、平成23年2月23日から実施する。

- ・令和2年2月25日第3条一部改正
- ・令和4年2月25日第2条2一部改正